

令和3年度 第1回北海道自立支援協議会 議事録

開催日時：令和3年7月16日（金）14：00～15：10

開催方法：Zoomによるweb開催

1 開会

（障がい者保健福祉課 谷口課長補佐）

ただいまから令和3年度、第1回北海道自立支援協議会を開催いたします。私は、障がい者保健福祉課の谷口と申します。座長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。開会にあたりまして、障がい者保健福祉課長の遠藤より一言ご挨拶を申し上げます。

開会挨拶

（障がい者保健福祉課 遠藤課長）

皆さん、障がい者保健福祉課の遠藤です。本日は大変お忙しい中、協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。構成員の皆様におかれましては日頃から、本道における障がいのある方々の保健福祉の推進のために、ご尽力いただいておりますことに対しまして、心から敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。また、本年4月にスタートいたしました、第6期北海道障がい福祉計画の策定に当たりまして、お力添えをいただいたことについて改めて感謝を申し上げます。

さて、令和3年度の報酬改定では、障がいのある方の重度化、高齢化を踏まえた地域移行、地域生活の支援、相談支援の質の向上などの課題に対応するため、地域生活支援拠点等の整備の促進、機能の充実を図るための加算の創設、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し、それとピアサポートの専門性の評価などが行われたところでございます。こうした動向を踏まえまして、今年度の人材育成部会では、障がい者ピアサポート研修を始めとする各種研修について、地域づくりコーディネーター部会では、地域生活支援拠点の整備等について、検討する必要があると考えておりまして、各部会における検討事項につきましては、後ほど、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

また本年5月には、改正障害者差別解消法が成立しまして、民間企業にも、合理的配慮の提供が義務づけられたほか、差別解消に向けた国と地方自治体の連携協力の責務についても、規定されたところです。公布の日から3年以内とされている改正法の施行に合わせて、道としてもですね、必要な対応を行っていく必要があることから、この件につきましても、ご意見を伺いたいと考えております。本日の議事についてですが、構成員の変更後、初めての開催となるため、最初に座長を選任いただいた後、議事に入り、報告事項2件、協議事項3件についてご意見をいただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本来であれば皆様と直接お会いして、顔を合わせながらお話をお伺いしたいところですが、本日は、新型コロナウイルスの感染防止のため、Zoomによる開催とさせていただきます。パソコンの画面越しだと発言しにくいという方もいらっしゃるかもしれませんが、どうか構成員の皆様方には、希望するすべての障がい者が安心して、地域で暮らせる地域づくりの実現に向けまして、忌憚のないご意見をお寄せいただけますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。以上です。

（障がい者保健福祉課 谷口課長補佐）

それでは本日は構成員改選後、初めての会議となりますので、出席者の名簿の順に、お名前を

お呼びいたしますので、簡単で結構ですので一言ずつご挨拶ください。よろしく願いいたします。では最初に大久保様お願いいたします。

(大久保構成員)

社会福祉法人あむの大久保と申します。どうぞよろしくお願い致します。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

片山様お願いいたします。

(片山構成員)

社会福祉法人侑愛会の発達障がい者支援センター、あおいそらの片山と申します。よろしくお願い致します。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

笹谷様お願いいたします。

(笹谷構成員)

札幌市保健福祉局障がい福祉課の笹谷と申します。今後ともよろしくお願い致します。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

次に小瀬様お願いいたします。

(小瀬構成員)

網走の夢の樹オホーツクの代表をやっています、小瀬と申します。よろしくお願い致します。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

次に富田様お願いいたします。

(富田構成員)

北海道社会福祉協議会事務局次長の富田と申します。よろしくお願い致します。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

次に佐藤様お願いいたします。

(佐藤構成員)

一般社団法人くらしネット Link で広域相談サロンくらしネットオホーツクということで、オホーツク圏域の地域づくりコーディネーターをしている佐藤直美といいます。令和2年度までは、根室圏域の浜尾さんが、この会議に出席させていただいていたのですが、今回、今年から交代ということで、皆さんよろしくお願い致します。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

山崎様お願いいたします。

(山崎構成員)

社会福祉法人 NIKORI の山崎でございます。よろしくお願い致します。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

次に竹内様お願いいたします。

(竹内構成員)

北海道特別支援学校校長会で今年度より担当しております。千歳高等支援学校の竹内と申します。よろしくお願い致します。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

次に山本様お願いいたします。

(山本構成員)

わかば会会長の山本です。よろしくお願い致します。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

それでは最後に我妻様お願いいたします。

(我妻構成員)

D P I 北海道ブロック会議の我妻と申します。よろしくお願い致します。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

皆様ありがとうございました。本日は、構成員のうち、石山様、市川様、高谷様、永井様につきましては、都合により欠席というご連絡をいただいておりますので申し添えます。事務局も一部人事異動がございましたので、改めてご紹介をさせていただきます。まず、先ほどごあいさつ申し上げました、課長の遠藤でございます。

(障がい者保健福祉課 遠藤課長)

遠藤です。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

地域支援係の係長の加藤でございます。

(障がい者保健福祉課地域支援係 加藤係長)

加藤です。よろしくお願いいたします。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

次に、自立支援協議会担当の武者でございます。

(障がい者保健福祉課地域支援係 武者主任)

武者です。よろしくお願いいたします。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

同じく地域支援係で広域相談支援体制整備事業を担当しております岡本でございます。

(障がい者保健福祉課地域支援係 岡本主事)

岡本と申します。よろしくお願いいたします。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

最後に私、谷口です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に本日の議事についてご確認をお願いしたいと思います。本日は報告事項 2 件、協議事項 3 件となっておりますが、その前に座長の選任をいたします。それから報告事項としまして、1 点目が第 6 期北海道障がい福祉計画について、2 点目が北海道障がい者条例に係る施策の推進状況について。協議事項といたしまして、1 点目が各部会の今年度の取組予定について、2 点目が障害者差別解消法に関連する道の取組について、3 点目が広域相談支援体制整備事業に係る委託契約について、予定しております。次に本日の配付資料の確認をお願いいたします。最初に次第、次に構成員名簿、次に出席者名簿。資料が 1-1、1-2、2-1、2-2、3、それから資料の 4、その後ろに参考資料、それから最後に資料の 5 となっておりますが、皆様お手元にお揃いでしょうか。何かあれば、挙手をお願いします。

それでは早速ですが、座長の選任を行いたいと思います。座長につきましては、本協議会の開催要領におきまして、保健福祉部長が指名することとされております。つきましては、大久保構成員をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、座長は大久保構成員をお願いいたします。以降の議事進行につきましては、大久保座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(大久保座長)

改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。自立支援協議会そのものが、顔を合わせたの開催というのが、すごく久しぶりの気がします。Zoom という限られた環境ですけれども、できるだけ有意義な時間にしたいと思いますのでどうぞ協力をお願いいたします。それでは早速議事に入らせていただきます。

2 報告事項

(1) 第 6 期北海道障がい福祉計画について

(大久保座長)

まず、報告事項の一つ目ですね、第6期北海道障がい福祉計画について、事務局から説明をお願いいたします。

(障がい者保健福祉課地域支援係 加藤係長)

障がい者保健福祉課の加藤です。私の方から、第6期北海道障がい福祉計画についてご報告させていただきます。

第6期北海道障がい福祉計画につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間としておりまして、昨年、自立支援協議会の皆様からご意見いただきまして、策定したところです。計画の全体版の冊子につきましては、皆様に送付させていただいておりますが、今日はその中から、成果目標についてご報告させていただきます。

資料の1-1をご覧ください。自立支援協議会に係る成果目標の項目を抜粋して記載したものとなっております。資料1-2に計画の概要版を添付しておりますので、その中では3ページに令和5年度の成果目標の主なものを掲載しておりますが、その中から、関係部分をご説明したいと思います。

資料1-1の一つ目ですが、福祉施設の入所者の地域生活への移行目標についてですが、地域生活移行者数につきましては、令和2年3月末の施設入所者数で9558人の2.4%に当たります243人を成果目標としているところです。これにつきましては、国で示しています指針の中では、第6期計画の目標値を6%と示しておりますが、この値は北海道に当てはめると、目標値は573人となります。(2)に地域生活移行者数の推移の表を載せてありますが、国の指針で示す数字で成果目標を設定しますと、実態と大きくかけ離れてしまうため、北海道としましては、平成29年から令和元年度この直近の3年間の実績から、道独自の目標値としまして、234人としているところです。

もう一つの目標値であります施設入所者の減少見込み数につきましては、同じく令和2年3月末の施設入所者数9,558人の4.3%に当たる、415人を成果目標としております。国の指針では目標値1.6%が示されているのですが、この値を北海道に当てはめると、目標値は152人となりまして、これは直近の入所者減少数の数値から見ましても、北海道の実態とかけ離れてしまうため、同じく平成29年から令和元年度の直近の3年間の実績から、道の目標値としましては、415人という目標値を定めております。

1の(3)、今後の取組としましては、各圏域に配置している地域づくりコーディネーターによる総合的な支援を行うとともに、ピアサポーターの専門性を確保するための研修について、研修実施に向けた検討を行っていくこととしております。

2つ目の地域生活支援拠点等の整備目標、こちらについては、すべての市町村に整備することを目標としており、北海道の広域性を考慮しますと、第6期計画期間中は道内に21ある障がい保健福祉圏域に1ヶ所以上整備することを目標としています。これは第5期の障がい福祉計画でも、21の障がい保健福祉圏域に1ヶ所以上の整備を目標としていたところです。(2)に地域生活支援拠点等の整備状況の表を載せておりますが、第5期計画の最終年である令和2年度末で21圏域中14圏域の整備となり、目標達成がされなかったため、引き続き第6期計画におきましても、21圏域に1ヶ所以上の整備を目標としたものです。なお令和2年度末については整備されている圏域が14圏域でありましたが、その後も整備の報告が北海道にあがっておりまして、令和3年7月時点で、新たに2圏域で拠点が整備されました。また、札幌市につきましても、振興局からの報告がこちらにきていないため、この表には載っていないのですが、整備されていることを確認しております。現在、拠点等が整備されていない圏域は、4圏域となっております。

今後は、拠点等整備を促進するために圏域連絡協議会を開催することや、地域づくりコーディネーターによる未整備市町村への支援を行っていくこととしております。私からの報告は以上です。

(大久保座長)

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご報告いただきました内容についてご意見とかありますでしょうか。ある方はお声を出していただくか、挙手していただいて、お願いします。特にございませんか。

それでは、計画については、このとおりということで、ありがとうございます。

(2) 北海道障がい者条例に係る施策の推進状況について

(大久保座長)

続きまして報告事項の二つ目になります。北海道障がい者条例に係る施策の推進状況について、事務局から説明お願いいたします。

(障がい者保健福祉課地域支援係 加藤係長)

引き続き加藤から報告させていただきます。北海道障がい者条例に係る施策の推進状況についてですが、北海道では障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するために、北海道障がい者条例を策定しておりまして、施策の推進状況につきましては、毎年知事を本部長とする北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議において協議をいたしまして、その後、道議会の方に報告しているところです。まず資料の 2-1、令和 2 年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について、ご覧ください。開いていただいて、1 ページめくりますと、条例の取組の概要を記載しておりまして、本条例の推進に当たりましては、ローマ数字のⅠにありますように、「推進本部の設置」、右側のローマ数字のⅡにあります、条例の理念などを広く道民の皆様へ普及するための「広報」、ローマ数字のⅢにあります、「1 権利擁護の推進」、「2 障がい者が暮らしやすい地域づくり」、「3 障がい者の就労支援」の三つの柱からなる、各種の施策の推進という、3 つの取組によりまして、条例が目指す基本理念の実現を図っていくこととしておりまして、2 ページ以降に具体的な取組がありますので、こちらを簡単に説明させていただきます。

また、2 ページ上段の障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部ですが、昨年 7 月に知事を本部長とする推進本部会議を開催しまして、今後の取組方針などについて協議を行っております。なお昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催としております。

次に下段の条例の広報についてですが、(1) の条例の理念等の周知では、出前講座の実施や条例や差別解消法などに関するパネル展の開催などいたしまして、条例の理念や、障がいのある方の権利擁護の流れについて普及啓発を行っております。開いて 3 ページ目にいきまして、施策の柱の一つ目の権利擁護の推進についてですが、虐待や差別の解消に向けまして、①の全道 14 圏域に設置しています、地域づくり委員会において障がいのある方々からの暮らしづらさに関する申立事案などについて協議を行っておりまして、令和 2 年度の受け付け件数は全道で 3 件となっております。また②の北海道障がい者権利擁護センターにおける、相談と報告の件数は 117 件となっております、この中の 55 件を虐待相談として関係機関へ通報するなどの対応を行っております。なお、詳細の受付状況につきましては、この資料の 9 ページから 11 ページの方に記載しておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

次に、4 ページの下段になりますが、施策の柱の二つ目、障がい者が暮らしやすい地域づくりについてですが、先ほどご説明しました、14 圏域の地域づくり委員会では、障がいのある方からの申立事案に加えまして、委員会が自ら把握した地域の様々な課題についても協議を行っておりまして、令和 2 年度は全部で 19 回開催しております。なお、各地域づくり委員会が協議した課題については、資料の 7 ページに掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

次に 5 ページをご覧ください。施策の柱の 3 つ目、障がい者の就労支援についてですが、(1) 就労支援推進計画の推進では、本条例の規定により設置しております北海道障がい者就労支援推進委員会のご意見を踏まえながら、関係機関と連携した就労支援に取り組んでまいり

ました。その主な内容、取組内容ですが、(2)の企業と連携した取組としましては、障がいのある方を数多く雇用しております実績等を有する189社を、障がい者就労支援企業認証制度に基づいて認証しております。(3)ですが、地方自治法施行令に基づく特定随意契約制度を活用するなどして、障がい者就労施設等に対する、優先的な発注に取り組んでおりまして、令和元年度の道における調達実績は540件、1億2042万6000円となっております。(4)ですが、障害者就労施設等の経営改善や受注拡大などを図るため、北海道社会福祉協議会を北海道障がい者就労支援センターとして指定しておりまして、販路確保や商品開発のほか、障害者就労施設等の製品カタログを掲載する専用のホームページを活用した共同受注システムを運用しておりまして、令和2年度は165件の商談が成立しております。このほかは12ページ以降に、条例に基づく基本的施策の概要を取りまとめておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

引き続きになりますが、資料の2-2、令和3年度北海道障がい者条例の取組方針に沿って、今年度の方針についてご報告したいと思います。1ページに、今年度の取組方針としまして、基本方針と重点方針を設定しております。まず、基本方針につきましては、「障がいのある方が当たり前前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である。」という基本的な考え方のもと、(1)の障がいのある方々の参画を基本とした対話の重視、(2)の地域間格差の是正、(3)の幅広い関係者と連携協働した施策の推進、(4)の道民理解の促進、この4点に配慮しながら取組を進めることとしております。

次に重点方針ですが、重点方針の一つ目、「条例の広報」につきましては、引き続き道職員による出前講座のほか、パンフレットやパネルなどの啓発資材を使いまして、広く皆さんに、条例の周知を図ってまいります。2点目の「権利擁護の推進」につきましては、関係機関との情報交換ですとか、障がいのある方からの相談事例に対する協議など、差別の解消に向けた取組を推進するとともに、情報保障に係る合理的配慮が提供されるよう取り組んでまいります。

3点目、「障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進」につきましては、引き続き障がいのある方々などの声を地域づくり委員会で取り上げまして協議していくほか、新型コロナウイルスの感染拡大に対応した相談体制の確保や情報保障を推進してまいります。

最後に4つ目、「障がい者の就労支援」につきましては、一般就労の推進へ向けて様々な機関とのネットワークづくりを進めるとともに、障害者優先調達法に基づく障害者就労施設への受注の拡大、就労支援センターによる販売機会拡大に向けた取組などを推進してまいります。この方針の次のページからは令和3年度に関連施策等の対応についてまとめておりますので、後ほどご覧ください。以上で報告を終わります。

(大久保座長)

はい、ありがとうございました。それでは、今報告ありましたことについて、ご意見ご質問等ありませんでしょうか。はい、我妻さんお願いします。

(我妻構成員)

障がい者条例の関係ですが、地域づくり委員会への協議申立の受け付け状況について、令和2年度の状況が、資料の6ページに記載されていますが、件数がものすごく少ないように思えるのですが、これは事務局としては何か要因があるとお考えでしょうか。

(大久保座長)

事務局お願いいたします。

(障がい者保健福祉課地域支援係 加藤係長)

最近では相談件数が少なくなっていることもありまして、あらゆる機会を通じて相談窓口について広報してまいりたいと思っております。

(我妻構成員)

これは数字的には下がってきているとか傾向はあるのですか。

(障がい者保健福祉課地域支援係 加藤係長)

件数は前の年よりは減っています。

(我妻構成員)

そうですか。

(大久保座長)

我妻さん、何かご意見あれば是非。

(我妻構成員)

詳しくいろんな資料を見てみないと何とも言えないのですが、恐らくひとつ言えることとしては、権利擁護に関する部分の相談は権利擁護センターに流れている気もしないでもないのですが、それにしてもあまりに件数が少ない。コロナ禍であれ何であれ暮らしにくさは同じだと思うので、相談が届いてこない原因が何かあるのではないかと。本当はいろいろ何か困ったことがあるはずで、それらが窓口に来ないのはどういうことだろうと疑問を持っています。

(大久保座長)

このわずか3件の数字が恐らく実際の数ではないと思います。むしろ、その隠れている問題があるはずだが、それが見えてないのは大きな問題ですね。せつかく、このような立派な取組があるのに活用されていないのはもったいない。この辺りについて皆さんご意見や感じていらっしゃるものがあれば、ご発言をお願いいたします。今からでもご質問ご意見いただければと思います。ちなみに、権利擁護センターの方の受付状況の件数はどのようになっていますか。

(障がい者保健福祉課地域支援係 加藤係長)

こちらはほぼ横ばいか若干減っている感じです。国の調べでは全国的に増加しているとは出ていますが、北海道につきましては、令和2年度は若干減っています。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

この後の議題で差別解消法の改正について話題として出ますが、改正差別解消法の普及啓発等は、これから取り組むことも検討しておりますので、そういった機会も活用しながら地域づくり委員会の窓口や制度も合わせて周知していくことも検討していく必要があると感じております。

(大久保座長)

ありがとうございます。オホーツクの佐藤さんは実際に地域づくりコーディネーターとして委員会に関わってらっしゃいますがご発言ありますでしょうか。

(佐藤構成員)

例えば過去にオホーツク圏域の地域づくり委員会で対応した事案で、JRの無人駅の乗降についてのことだったのですが、その時に最初に困っていると声を上げていただいた人に、今でも時々会うのでいろいろ話を聞くのですが、解決するまでにすごく何年もかかってしまい、当初は困っていたけれど、2年、3年と経っていくと、もうそれはいいですとなっていたとのことです。そういう意味で、地域づくり委員会は本人が抱えている困りごとを解決するのに有効な協議体ではなかったとこのケースについては関わって思いました。また別の側面として、先ほど我妻さんが「困っていることはコロナと関係なくあるはずなのに、それが表面化してないのかどうなのだろうか」ということをおっしゃっていましたが、私も日々地域で相談の仕事してるときにいつもそのことは考えてることがあります。もしかしたら、人は暮らしの中の相談事について、地域づくり委員会に相談しようとする前にもっと身近なところで、例えば役場の人にちょっと話を聞いてもらおうとか、普段関わっている相談の人に気持ちを聞いてもらおうとか、普段通っている通所系の事業所の人に悩みを聞いてもらおうとか、例えば家族に思っていることを話してみようとかというところからスタートだと思います。その時点で「あなたには障がいがあるから仕方ないでしょう」とか、「叶いそうにないこと願ったってしょうがないでしょ」みたいな感じになってしまう風土や文化、そういう言い方が正しいかどうかわかりませんが、そういうことの積み重ねが本人側もこうなったらいいなという発信をしても、どうせ叶わないのだったら願わない方がいいかなって最初から諦めてしまうかもしれないですね。実際に私が日々関わっている人の中でも

少なくはないということは感じています。

(大久保座長)

なるほど、そういう意味で言うと、ご家族の方はちょっと置いておくとしても、少なくとも支援に関わる人間とか機関が、諦めないで対応していくことを発信したりや、あるいはそれはもうここでは対応できないから、地域づくり委員会に相談してみようかという働きかけが確かに弱くなっている感じはあるかもしれませんね。支援現場での地域づくり委員会の認知度が下がっているということも影響しているのかなと感じています。重要な指摘だと思います。

そのほか、2つ目の報告に関してご意見ご質問等はございますでしょうか。はい。よろしいですか。はい、ありがとうございます。そうしましたら、報告事項は終わりました、次に協議事項に進みたいと思います。

3 協議事項

(1) 各部会の今年度の取組予定について

(大久保座長)

協議事項の一つ目、各部会の今年度の取組予定について、事務局からお願いいたします。

(障がい者保健福祉課地域支援係 武者主任)

それではここからは武者が説明させていただきます。資料3をご覧ください。令和3年度、各部会の取組について。今年度、北海道自立支援協議会の部会である、人材育成部会と地域づくりコーディネーター部会が活動することを予定しております。人材育成部会では3から5回開催を予定しておりまして、協議事項は、(1)障害者ピアサポート研修の実施方法、(2)相談支援従事者研修・サービス管理責任者研修の受講可能人数の確保、(3)研修事業者指定要綱の見直し、(4)相談支援従事者研修専門コース別研修の障がい児支援の実施方法、(5)研修事業者全体会の実施を予定しております。地域づくりコーディネーター部会は2、3回の開催を予定しておりまして、協議事項は、(1)広域相談支援体制整備事業の推進、(2)地域生活支援拠点等の整備に向けた市町村支援を予定しております。一番右の方に、参考として令和2年度にどのようなことを協議したのかを載せておりますので、こちらをご覧ください。事務局からの説明は以上になります。

(大久保座長)

ありがとうございます。自立支援協議会の中で2つの部会があって、それぞれ昨年度はこういう取り決めをし、今年度こういう予定を組みたいのだが、いかがでしょうかということかと思えます。皆様の方から、ご意見ご質問等ありましたらぜひお願いいたします。

質問なんですけれども、人材育成部会、地域づくりコーディネーター部会、それぞれ、昨年度ずいぶんコロナの中でも、4回5回と結構やられていたようですが、これ大体、このようなZoomのような感じでやられてたんでしょうか。

(障がい者保健福祉課地域支援係 武者主任)

どの部会も1回目は、皆さん集まっていたでの開催でしたが、そのあとは書面開催とZoomによるオンライン会議で開催しております。

(大久保座長)

はい、わかりました。ありがとうございます。はい、我妻さんお願いいたします。

(我妻構成員)

すいません、記憶違いかもしれないのですが、自立支援協議会の部会で権利擁護部会はありませんでしたでしょうか。

(障がい者保健福祉課地域支援係 加藤係長)

権利擁護部会は北海道障がい者施策推進審議会の部会となっております。

(我妻構成員)

了解しました。施策推進審議会の方ですね。勘違いしておりました。

(大久保座長)

地域移行部会という部会も自立支援協議会にありませんでしたでしょうか。

(障がい者保健福祉課地域支援係 武者主任)

地域移行部会は自立支援協議会の部会として設置しておりますが、今年度は開催予定がございませんのでこちらの資料からは削除させていただいております。

(大久保座長)

はい、わかりました。これについて皆様の方からご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。であれば、事務局提案のとおり、今年度は2つの部会を進めていただくということにしたいと思います。

(2) 障害者差別解消法に関連する道の取組について

(大久保座長)

それでは、協議事項の2つ目になります。障害者差別解消法に関連する道の取組について、事務局から説明をお願いいたします。

(障がい者保健福祉課地域支援係 武者主任)

それでは資料4をご覧ください。障がい者差別解消法の施行に基づく取組状況について報告いたします。令和3年5月28日に一部改正されておりました、主な改正内容としまして、国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が6月4日に制定されまして、この日から3年以内に施行される予定となっております。

北海道では、これまでの取組状況といたしまして、職員対応要領の策定、紛争防止等の体制整備、教育現場との連携、障がい者差別解消支援地域協議会の設置、北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催、啓発活動の推進を行ってきました。令和3年度は、今回の改正にあわせまして、一般企業向けの取組として、企業向けリーフレットの作成、また北海道障がい者差別解消推進連絡会議、これは昨年新型コロナで開催できなかったのが今年度の開催、他に今までやってきた内容を継続して実施していきたいと考えております。またこれに合わせて、北海道障がい者条例の改正を予定しております。事務局からは以上です。

(大久保座長)

それでは、ただいまご説明いただきました内容について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。山本さんご意見をお願いいたします。

(山本構成員)

障害者差別解消法は平成25年の4月1日に施行されておりますけれども、さらに今年の5月28日に一部改正と聞いていますが、これは今後も3年後を目途に見直すということでしょうか。

(大久保座長)

はい、ありがとうございます。事務局の方、お願いしてよろしいですか。

(障がい者保健福祉課地域支援係 武者主任)

今回施行されてからの一部改正っていうのは、今後も3年ごとに行われていくものです。

(大久保座長)

またご質問等あれば、どうぞ追加でお願いいたします。

(山本構成員)

これはさっき言った何年後かごとに見直して、一部改正するってことですがけれども、これはこの先何年かごとにもまた見直していくということでしょうか。

(障がい者保健福祉課地域支援係 武者主任)

国では必要があると認めるときはその結果に応じて見直しを行うこととしております。

(大久保座長)

ありがとうございます。そのほかご質問ご意見等ありませんでしょうか。はい。佐藤さんお願

いします。

(佐藤構成員)

私にわからないだけかもしれないのですが、これまでも啓発活動の推進のところ、ポスター配付とかありますが、このポスターはいつでも欲しいですと伝えたら、誰でももらえるものですか。

(障がい者保健福祉課地域支援係 武者主任)

どなたでもこのポスターはお渡しすることができます。基本的には振興局の方にも在庫ありまして、もし在庫のないものがありましたら、当係の岡本までご連絡いただければ、こちらから直接配付いたしますので、その際ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(佐藤構成員)

ありがとうございます。実は私が現在所属している法人は立ち上げてから4年目になりました。私が以前所属していた法人には、差別解消法が施行になった時に、ポスターやリーフレットが送られてきていたのですが、3年前に法人を設立するときに、自分のところの事業所にも貼りたいから、振興局に欲しいと伝えたと、ポスターはないと言われたことがあったので聞きました。もう一度振興局には欲しいですと発信してみたいと思います。

(大久保座長)

はい、ありがとうございます。はい、片山さんどうぞ。

(片山構成員)

あおいそらの片山です。令和3年度の取組で道職員への理解促進のところ、新任者と課長補佐級の方の研修がありますが、この研修の内容やプログラムは誰がどのように決めているのかとかざっくりでいいので教えてください。

(大久保座長)

はい。ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

道職員の職員向けの研修については、道の人事課の方で決めております。その研修の中にこういった項目を入れていただくことについては、当課から申し入れをして、実現している部分がございます。今週、私も課長補佐級研修を受けてきたのですが、この状況ではなかなか集合研修が難しいので、オンデマンド形式で視聴するような形になっていました。正味30分ぐらいで、差別解消法や条例の話をした後に、実際に道が合理的配慮とかをして実施したフォーラムの映像を流して、こういう配慮してますよという紹介の映像を流しました。

(大久保座長)

はい、ありがとうございます。片山さん何かご意見とかあれば。

(片山構成員)

これに関しては、大丈夫です。私たちはあおいそらで、函館市の市役所職員に障がい福祉関係全般の講義をするコマをいただきまして、函館市の地域づくり委員会と自立支援協議会が連動でその企画が動いているのではないかと思います。道の職員の方にも障がい福祉分野についていろいろ知っていただく機会がたくさんあるといいなと思いました。

(大久保座長)

はい。ありがとうございます。ほんとですね。いろんなところで、こういう研修がたくさん行われるといいなと思います。是非当事者の方も直接おいでいただけたらもっといいかなと思ったりもします。そのほか差別解消法に関係することで、ご質問ご意見ございませんでしょうか。それでは、差別解消法に関連する道の取組については、事務局案のとおりに一層ですね充実させて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 広域相談支援体制整備事業に係る委託契約について

(大久保座長)

それでは、協議事項の3つ目、最後になりますでしょうか、広域相談支援体制整備事業に係る委託契約について、事務局から説明お願いいたします。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

谷口のほうから資料5についてご説明をさせていただきます。広域相談支援体制整備事業に係る委託契約についてということで、本日資料を用意させていただきましたのは、今日会議に参加いただいている佐藤さんにもお願いしています広域相談支援体制整備事業、いわゆる地域づくりコーディネーターの委託事業なのですが、これにつきましては、道内の14振興局でそれぞれ委託契約を締結させていただいて実施をいただいているところなのですが、その契約方法についてのお話になります。14の振興局のうち、13の振興局では、いわゆる価格競争による契約方法ではなくて、企画提案の内容によって契約する相手を選ぶ公募型プロポーザル方式という方法によって、契約締結をしております。そのような中、今年の3月に、出納局といういわゆる道の会計の制度とかを作って通知等を出している部署から、その公募型のプロポーザル方式で契約するに当たっての留意事項についての通知が出されました。中身としては、四角に囲ってある部分の2点になりますが、一つ目が2年以上プロポーザル方式で契約した事業については、競争入札によることを原則としてください。二つ目が、その競争入札で実施することが難しい場合は、学識経験者などの意見を聴取した上で、競争入札に移行できない理由を具体的に整理してくださいという二つの通知がされました。

事務局としては、この事業については、やはり、価格競争で決められるようなものではないと考えているものですから、この②の部分ですね、学識経験者の意見を聴取した上で移行できない理由を明らかにしたいということで、本日皆様のご意見をお伺いしたいと思ってこれを議題とさせていただきます。2番に広域相談支援体制整備事業の概要をまとめてございますが、この事業については、皆様ご存知の方も多いと思いますけれども、確認のため説明させていただきますが、障がいのある方が希望する地域で安心して生活していけるように、21の障がい保健福祉圏域に、相談支援に関する地域づくりコーディネーターの皆さんにご活躍いただいて、地域の相談支援体制整備の構築、施設入所者・精神病院の入院者などの地域生活への適切な移行に向けた地域づくりに対して、助言や調整などの広域的な支援を行うという中身になっております。これを踏まえまして、3番に競争入札に移行できない理由の案を、事務局としてお示しをしております。この事業の目的である障がいのある方が暮らしやすい地域づくりの推進のためには、障がい当事者の方の立場に立った地域の相談支援体制の構築、それから障害福祉サービスなどの公的制度はもちろんですが、それ以外の取組も含めた社会資源の把握やそのネットワークづくり、それと障がいのある人の状況というのはその時々で変化しますので、その変化を踏まえた受け入れ体制の整備に向けた関係機関との調整について、広域的な観点から助言をできる専門的知見ですとか、情報収集力や判断力、そして調整力、状況に応じ柔軟に対応できる力が必要だということで、あらかじめ業務に係る仕様をですね、具体的に提示することは難しい。については、事業者から提出された企画提案のに基づき選定する必要があるのですが、本事業については、競争入札への移行が困難という理由を案としてお示しをしました。皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(大久保座長)

はい、ありがとうございました。これ長く続いている事業だと思いますけれども、それが競争入札にしてはどうかという提案があったということで、それに対する、担当課の方からは、そうではなく現状の方式を続けたいということかと思っております。是非皆さんのほうから、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

一般的な質問になりますが、競争入札となると、やはり価格による競争も入るわけですかね。

年額いくらでこの事業ができるのかみたいなことが当然入ってくるということですか。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

いわゆる一般競争入札となりますと、私どもから、例えば地域づくりコーディネーターさんの業務では、各市町村に訪問するのを年に1回はやってくださいとか、道の地域づくり委員会には必ず参画してくださいなど具体的なやることや、回数を記載した仕様書みたいのを用意して、これをやるには幾らでできますかと呼びかけます。そうしたら事業者の方から、うちは幾らでできますといういわゆる札入れをするわけです。その中で一番安い価格を入れたところが、契約相手となるというのが一般競争入札ということになります。

(大久保座長)

今回で言えば、佐藤さんがいらっしゃるオホーツク地域のあるエリアについて、こういう課題がある。それについて、1年間で何とか解決したいので、ついては幾らでやるかという形になるのか。それとも、そのエリアに年3回訪問するとしたら、3回訪問分を幾らでやりますかという感じになるのですか。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

回数とかを指定する場合は、何回以上とかということになると思います。ただ、実際にコーディネーターさんのやっている仕事というのは、回数とかでなかなか縛り切れないところがあると思っております。必要があれば何回も行くでしょうし、場合によっては、今年度は行かなくても大丈夫だねっていうところもあるのかもしれないし、あとは困難事例があればやっぱり集中して行かざるをえないでしょうし、それをあらかじめ予測するということが多分難しいということで、いわゆるその条件をあらかじめ定めることが我々としては難しいという趣旨で、今回の考えを示しております。

(大久保座長)

なるほど。よくわかりました。ありがとうございます。結構重大な問題かなと思いますが、皆さんのご意見を是非いただき、担当課としては皆さんの意見で後押しいただいて、頑張りたいということだと思いますので、ご発言をお願いします。片山さんお願いします。

(片山構成員)

我々、発達障がい者支援センターも道から委託費いただいておりますが、他のところも大体は同じだと思いますが、結構その法人の持ち出しがあって、赤字化する中で、この入札方式が成立していると思っております。この辺の観点で、例えば札幌市では障がい福祉関係に限らず、他の福祉関係も道の事業と同様に、入札方式で行っている事業はあるのでしょうか。

(大久保座長)

せっかくなので、札幌市の状況はいかがでしょうか。お願いします。

(札幌市障がい福祉課 渡辺 氏)

札幌市の障がい福祉課の渡辺と申します。当市の障がい福祉課の関係で言えば、例えば、私のところで所管しております、委託相談の業務などは、最初、選定するときに、プロポーザル型の公募を行いまして、そのときは、委託料はこの金額ですよという形で提示して、申し込みいただいた法人の中から、より良い相談支援事業実施を提案している法人を選定して委託するというような流れになっております。基本的に業務内容に問題がなければ、書類のやりとりとかはありますが、翌年度以降もその事業者継続のお願いをしています。実際にはいろんな契約上の細かなやりとりはもっとあるかと思いますが、形としてはそのような状況です。

(大久保座長)

はい。ありがとうございます。あまり聞いたことないような気もしますが道では他都府県や市町村では一般競争入札で相談関係をやってるという情報はお持ちですか。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

まだ、全部調べきれっているわけではありませんが、私の経験上では、まず一般競争入札や指名

競争入札を行っているというのは聞いたことはないですね。プロポーザルか、もしくはあらかじめここしかこの事業をすることができないという理由を立てて契約する一者随契という随意契約を行っているのが多いと思います。

(大久保座長)

はい。ありがとうございます。皆さんご質問やご意見等ありましたらぜひお願いします。

(小瀬構成員)

ちょっとよろしいでしょうか。

(大久保座長)

はい。お願いいたします。

(小瀬構成員)

私は佐藤さんと同じオホーツク圏域です。佐藤さんのコーディネートを実際に見ているわけですが、多岐に渡る相談を受け、市町村への対応にもかなり多くの時間を割いて回っているのを目の当たりにしています。この草の根の活動を見ている立場からすると競争入札は性格上ある金額ありきで設定された限定的な活動になってしまうと、今までのような多岐に渡る相談に対する、マイナスの部分しか起きてこないのではないかと感じております。私自身は子どもが障がいを持っているものですから、様々な事を考えたときに、痒いところに手が届くようなサービスをしていただくのが、親やその家族の立場からするとありがたい内容になりますし、今このオホーツク圏域でやっている佐藤さん達のコーディネーターの活躍を見ていると、そういう意味ではこの競争入札によって、活動内容が限定されてしまうのではないかと非常に危惧する部分があります。

(大久保座長)

はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。お願いいたします。

(富田構成員)

北海道社会福祉協議会の富田です。この事業は対人援助の部分が非常に事業としての重要な部分になるかと思えます。そのため、価格競争だけで決めてしまうのは非常に危険性があるような気もいたします。価格競争となると、最低限のことだけをやって価格を抑えるところが落札してしまう可能性を秘めております。また、どれだけのことを公募する団体ができるのかをプロポーザルの中で見極めていくのが、非常に重要ではないかと思えますので、この事業は競争入札に馴染まないのではないかと思えます。

(大久保座長)

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。ご意見等はいかがですか。皆さんから伺った意見は、事務局の考えと同様にこの事業は一般競争入札が馴染まないということで、従来型のプロポーザルが妥当ではないかということでもよろしいですね。自立支援協議会としましては、この事業については従来型のプロポーザルでは是非良い事業者を選んでいただきたいという意見といたします。ありがとうございます。あとは、是非、担当課に頑張ってもらってこの形を維持していただくようによろしくお願いします。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

ありがとうございました。

(大久保座長)

はい、ありがとうございます。それではこれで全体が終わりましたけども、皆さんから全体をとおしてご意見は何かございませんでしょうか。このような状況なので、またしばらくは顔を拝見することもできないかもしれないので良ければご発言ください。特にないでしょうかね。ちなみに、この本会議は今年度の予定とかどのような感じでしょうか。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

何か必要があれば、次やるとしたら年明けにやるかどうかというところで、何もなければ、来年度の同じ時期ぐらいに、開催できればというふうには思っておりますが、もし必要があれば皆

さんからご意見お寄せいただければ検討させていただきますので、お願い申し上げます。

(大久保座長)

わかりました。その場合、担当課にメール等で連絡すればよろしいのですね。それでは特にな
いようですので、事務局から何かございますでしょうか。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

いえ、特にありません。

4 閉会

(大久保座長)

はい。わかりました。それでは、これで本日の議事はすべて終了しますので、進行を事務局に
お渡しいたします。

(障がい者保健福祉課 谷口課長補佐)

大久保座長どうもありがとうございました。皆さんも大変長い間、どうもありがとうございました。
以上で、本日の自立支援協議会を終了したいと思います。気温が非常に高いところが多い
と思いますので熱中症など気をつけて、お過ごしいただければと思います。本日はどうもあ
りありがとうございました。